

諮問第 1 号

生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について

生活保護費返還金の督促に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

令和3年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

1 審査請求人

* * * *

2 審査請求の年月日

令和2年9月25日

3 審査請求の趣旨

川崎市長による次の督促に関する処分を取り消すとの裁決を求める。

督促状発行日 令和2年9月18日

金額 1, 142, 136円

納入事由 生活保護法第63条の規定に基づく生活保護費返還金

4 審査請求の理由

相続が発生していることを知らなかった期間に受給した生活保護費に係る返還金について延滞金を課すのは、不当である。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 令和2年7月28日、本市は、審査請求人に対し、遺産相続による収入があったことを理由に、生活保護法第63条の規定に基づき、費用返還額の決定を行った。
- 2 令和2年9月18日、本市は、審査請求人に対し、生活保護費返還金の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 本事件は、相続が発生していることを知らなかった期間に受給した生活保護費に係る返還金について延滞金を課すのは、不当であることを理由として、本件処分の取消しを求めるため、審査請求がなされたものである。